

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

6.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

6.1.1 方法書の公告及び縦覧

(1) 方法書の公告及び縦覧

「佐賀県環境影響評価条例」(平成11年 条例第25号)第7条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他の事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1週間縦覧に供するとともに、インターネットにより公表した。

(a) 公告の日

平成31年2月8日

(b) 公告の方法

① インターネットによるお知らせ

以下のホームページに掲載した。

- ・当社ホームページ

② 新聞による公告

平成31年2月8日付けの以下の新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・佐賀新聞
- ・西日本新聞

(c) 縦覧場所

自治体庁舎等2か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎等

- ・唐津市役所市民部生活環境対策課 (佐賀県唐津市西城内1番1号)
- ・唐津市呼子市民センター (佐賀県唐津市呼子町呼子1995番地1)

② インターネットの利用による縦覧

当社ホームページに方法書及びその要約書を掲載した。

<https://nky-wind.com/>

(d) 縦覧期間

平成31年2月8日(金)から平成31年3月8日(金)までとした。

自治体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁・開館時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(e) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は0名であった。

- (内訳)・唐津市役所市民部生活環境対策課 0名
- (内訳)・唐津市呼子市民センター 0名

(2) 方法書についての説明会の開催

「佐賀県環境影響評価条例」(平成 11 年 条例第 25 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(a) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(b) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成 31 年 2 月 22 日 (金) 午後 7 時から午後 9 時まで
- ・開催場所：加部島開発総合センター (唐津市呼子町加部島 1225 番地 1)
- ・来場者数：30 名

(3) 方法書についての意見の把握

「佐賀県環境影響評価条例」(平成 11 年 条例第 25 号) 第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(a) 意見書の提出期間

平成 31 年 2 月 8 日 (金) から平成 31 年 3 月 22 日 (金) までの間
(縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(b) 意見書の提出方法

- ・縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送による書面の提出

(c) 意見書の提出状況

意見書の提出は 0 通、意見総数は 0 件であった。

6.1.2 方法書についての住民等の意見の概要と事業者の見解

「佐賀県環境影響評価条例」(平成 11 年 条例第 25 号) 第 8 条の規定に基づく、方法書についての環境の保全の見地から提出された意見は 0 件であった。

6.2 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

6.2.1 方法書についての佐賀県知事の意見及び事業者の見解

方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解は表 6.2-1 のとおりである。

表 6.2-1 方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解 (1/3)

佐賀県知事の意見	事業者の見解
<p>1 総括事項</p> <p>(1) 本事業の計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）に対する知事意見では、対象事業実施区域を絞り込むことを前提に、現地確認を含めた必要な情報の収集、把握を適切に行った上で、実現可能な事業計画を検討するとともに、対象事業実施区域から改変が想定されない区域を除外することを述べたところである。</p> <p>しかしながら、本環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）では、対象事業実施区域の絞り込みが十分に行われていないなど、事業計画の熟度が非常に低いままであり、示された調査、予測及び評価の手法について、十分な判断ができない内容となっている。また、対象事業実施区域の検討経緯と配慮書に記載の事業実施想定区域の検討経緯に差異はなく、区域の絞り込みの過程において、どのような環境配慮がなされたのか明らかにされていない。</p> <p>このため、詳細な事業計画を策定した上で、対象事業実施区域の十分な絞り込みを行い、その変更を踏まえた適切な調査手法を選定するとともに検討の経緯及び結果は、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に具体的に記載すること。</p>	<p>風力発電機の設置場所は、地元地区と協議のうえ、騒音振動等の影響を最小にするため、集落から最も離隔距離を確保できる加部島の北西部の海岸沿いとした。</p> <p>風力発電機の設置（ヤード含む）及びブレード旋回範囲の賃貸借・買取について地元地権者の同意を得ている。</p>
<p>(2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。</p> <p>また、環境影響の予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いること。</p>	<p>事業予定地の近くにミサゴが営巣していることが判明した。加部島周辺のミサゴの生息数を把握するため、周辺海岸線を船上から調査した。調査範囲は、東は七ツ釜から西は串崎近くまでとした。</p>
<p>(3) 本事業の環境影響評価手続の実施に当たっては、本事業が環境に及ぼす影響について周辺住民等が適切に理解できるよう、丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること。</p>	<p>事業者は、加部島島内で大小合わせて10回以上、説明会を開催した。一部の住民に対しては個別訪問を行った。地元から提示された疑問や不安に対して丁寧に説明し、理解を得ることができた。地元地区は総会で風力推進を決議し（加部島地区は令和2年8月、片島地区は令和2年3月）、事業者と両地区は令和2年12月に協定書を締結した。加部島地区においては、風力推進委員という役職を創設し、元区長等3名が役職につき、土地の取得、農地転用、輸送路の検討等について地区住民との調整を行なっている。</p>

表 6.2-1 方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解 (2/3)

佐賀県知事の意見	事業者の見解
<p>2 個別的事項</p> <p>【大気質・騒音・振動】</p> <p>(1) 工所用資材等の搬出入に伴う大気質・騒音・振動の調査地点及び予測地点については加部島内のみが設定されているが、資材の搬出入路は、加部島漁港、唐津港又は呼子港のいずれかの港を利用する計画となっており、唐津港又は呼子港を利用した場合、その港から加部島(呼子大橋)までの搬出入路においての環境影響が懸念されるため、唐津港又は呼子港を利用する場合においては、適切な調査地点を追加し、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>風力発電の部材(タワー、ブレード、発電機等)はすべて海外製で、海外から唐津港に輸送し、唐津港で通関を行い、直ちに加部島まで海上輸送を行う。</p> <p>工事に使用する車両は陸上輸送となるが、車両の数は限定的である。また、車両の出発地がどこになるかは、そのときの工事会社の都合で決定され、車両の出発地やルートは同一でない。</p> <p>基礎を打設するときは、相当の台数のミキサー車が通行するが、生コンは、複数の生コン工場から出荷され異なる輸送経路となる。どこの生コン工場を利用するかは工事会社によって工事時に決定される。ミキサー車が通過する期間は、延べ9日間程度と限定的である。</p> <p>以上の理由により、工所用資材等の搬出入に伴う大気質・騒音・振動の調査地点及び予測地点は加部島島内のみとした。</p>
<p>【騒音及び超低周波音】</p> <p>(1) 対象事業実施区域は、住居等に隣接しており、風力発電機の配置等によっては、工事の実施及び施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性を十分に考慮し、他の風力発電事業の事例や国の検討状況等の最新の知見を踏まえるとともに、さらに専門家から知見を得るなどにより、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>風車設置地点は、地元地区と協議のうえ、加部島地区の集落(島の北東部の漁港近くに人家が密集している)から、最も離隔距離が取れる島の北西部海岸近くとした。風車設置地点から最も近い人家までの距離は約770m、加部島地区の中心地域までの距離は約1kmである。</p>
<p>(2) 風力発電機の設置予定範囲の周辺には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の騒音による環境影響が懸念されるため、予測対象時期については、「風力発電施設の運転開始後」のうち、全ての風力発電施設が定格出力で運転されている状態となる時期において予測を行い、評価すること。</p>	<p>予測対象時期については、「風力発電施設の運転開始後」のうち、全ての風力発電施設が定格出力で運転されている状態となる時期において予測を行い、評価する。</p>
<p>(3) 準備書以降における騒音及び超低周波音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(平成29年5月 環境省)」、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月 環境省)」のほか、国内外の最新の知見を踏まえ、適切に行うこと。</p>	<p>「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル(平成29年5月 環境省)」、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月 環境省)」のほか、国内外の最新の知見を踏まえ、適切に行う。</p>
<p>【風車の影】</p> <p>(1) 対象事業実施区域は住居等に隣接しており、風力発電機の配置等によっては、施設の稼働に伴う風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>このため、ハブ高さ、ローター直径、等風車の諸元のほか、天候(実際の気候条件を考慮しない場合及び考慮する場合)、風力発電の稼働状況、ローターの向き等の予測条件を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は可能な限り低減すること。</p>	<p>ハブ高さ、ローター直径、等風車の諸元のほか、天候(実際の気候条件を考慮しない場合及び考慮する場合)、風力発電の稼働状況、ローターの向き等の予測条件を明らかにした上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は可能な限り低減する。</p>
<p>(2) 風力発電機の設置予定範囲の周辺には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念されるため、定性的な予測に加え、シャドーフリッカーの影響範囲を時刻ごとに示した時刻別日影図、影響時間のコンターを示した時間日影図等の作成により、定量的な予測を行い、評価すること。</p>	<p>供用時における風車の影による環境影響については、定性的な予測に加え、シャドーフリッカーの影響範囲を時刻ごとに示した時刻別日影図、影響時間のコンターを示した等時間日影図等の作成により、定量的な予測を行い、評価する。</p>

表 6.2-1 方法書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解 (3/3)

佐賀県知事の意見	事業者の見解
<p>【水環境】</p> <p>(1) 事業計画の具体化に当たっては、工事の実施に伴う降雨時の河川への濁水の流入が懸念されるため、造成時の施工による一時的な影響として「水の濁り」を環境影響評価項目に選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。なお、選定しない場合は、沈砂池の配置、構造等の具体的な工事計画とともに、対象事業実施区域の土壌の沈降特性等を踏まえ、強雨時にも影響が想定されないとする客観的かつ科学的な根拠を準備書に記載すること。</p>	<p>造成時の施工による一時的な影響としての「水の濁り」は想定されないため、環境影響評価項目には選定せず調査、予測及び評価は行わない。ただし、影響が想定されない科学的な根拠を資料編に示した。</p>
<p>【動物】</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周辺の地域内には、魚類・底生動物の生息環境となりうる水田等が含まれていることから、魚類・底生動物を環境影響評価の調査対象に追加し、最適な調査・予測手法を選定すること。</p>	<p>魚類・底生動物を環境影響評価の調査対象に追加し、最適な調査・予測手法を選定する。</p>
<p>(2) 鳥類の調査手法の選定に当たっては、さらに専門家から知見を得るなどにより、重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況を把握した上で、適切に調査手法を選定するとともに、検討の経緯及び手法の選定根拠を準備書に記載すること。</p>	<p>専門家から知見を得るなどにより、重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況を把握した上で、適切に調査手法を選定するとともに、検討の経緯及び手法の選定根拠を準備書に記載する。</p>
<p>【景観】</p> <p>(1) 加部島の北部は玄海国定公園第1種特別地域及び第2種特別地域に指定されており、対象事業実施区域の北部に風力発電機を設置した場合、周辺景観への影響が懸念される。また、唐津市は、唐津市全域が「景観計画区域」となっている。</p> <p>このため、周辺地域の眺望点からの景観に配慮した位置・形態・意匠・規模にするとともに、風力発電機の塗装色については、環境融和塗装色にするなど周辺環境へ配慮し、景観への影響を回避又は可能な限り低減すること。</p>	<p>周辺地域の眺望点からの景観に配慮した位置・形態・意匠・規模にするとともに、風力発電機の塗装色については、環境融和塗装色にするなど周辺環境へ配慮し、景観への影響を回避又は可能な限り低減する。</p>
<p>(2) 本方法書において整理された主要な眺望景観の変化の程度の子測結果では、玄界灘を一望できる展望施設である風の見える丘公園からの最大垂直見込角が24.1度と非常に高い値を示しているが、風力発電機配置の検討のみにより垂直見込角を大幅に縮小できる可能性は極めて低い。</p> <p>このため、準備書では、景観に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた適切な位置及び規模を検討するなど、景観への影響を回避又は可能な限り低減すること。</p>	<p>景観に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた適切な位置及び規模を検討するなど、景観への影響を回避又は可能な限り低減する。</p>